

生活保護法指定介護機関 申請・届出事項一覧

提出様式 申請又は届出を要する事項	申請書・誓約書	指定不要申出書	変更等届出書	辞退届書	添付書類等
新たに生活保護法による指定を受ける場合（注）	○				県または長寿福祉課より交付された指定書の写し
平成 26 年 7 月 1 日以降介護保険法による指定又は許可を受けるが、生活保護法による指定を受けるとみなされることを希望しない場合（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）		○			
平成 26 年 7 月 1 日以前に指定を受けた介護機関で開設者の変更があった場合（A氏⇒B氏、個人⇒法人、有⇒無など）	○		○ 廃止		
指定を受ける際に申請していた事項が変更となった場合（上記該当の開設者変更の場合は除く）			○ 変更		長寿福祉課へ提出した変更届の写し
業務を廃止したとき 指定サービスの一部を廃止したとき			○ 廃止		
業務を一時的に休止した場合			○ 休止		
休止した業務を再開した場合			○ 再開		
指定を辞退する場合				○	※30 日以上の予告期間を設けること

（注）平成 26 年 7 月 1 日より、介護保険法による指定又は許可を受けた介護機関では、生活保護法においても指定を受けたものとみなされることとなります。

このため、指定申請が必要な介護機関は次の①又は②に該当する機関のみとなります。

- ① 平成 26 年 6 月 30 日までに介護保険法による指定又は許可を受けていた介護機関が、平成 26 年 7 月 1 日以降に生活保護法による指定を受けようとする場合。
- ② 平成 26 年 7 月 1 日以降指定不要申出書を提出していた介護機関が、改めて生活保護法の指定を受けようとする場合。

※ 上記の区分等に疑義がある場合は、福祉保健課まで問い合わせてください。